



ポピュリズムと土地問題 : アメリカ・ポピュリズムの歴史的源泉 その1

横山, 良

(Citation)

近代, 90:51-98

(Issue Date)

2002-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00412722>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00412722>



ポピュリズムと土地問題

——アメリカ・ポピュリズムの歴史的源泉——その①——

横 山 良

はじめに——問題の所在——

(1) 一九世紀政治文化史のなかのポピュリズム

一九七六年のローレンス・グッドウインの *Democratic Promise* の公刊以来、アメリカ・ポピュリズム（あくまで一九世紀末の歴史上のポピュリズム）に関する包括的ないし総史的的研究は現れていない。個別の州あるいは地域の農民運動やその延長線上にあるポピュリズムやその指導者を扱った研究、あるいは南北戦争・再建後の州史、地域史のなかでそれらに触れたものはかなりの数になる。⁽¹⁾ また、マイケル・ケイズンのように、アメリカ史通貫的な政治現象の一部として一九世紀末のポピュリズムを扱ったものも現れた。⁽²⁾ しかし、グッドウインのように全国的スケールで、しかもムーヴメント・カルチャーといった基軸的視点を導入して運動の歴史を語ったものはその後現れていない。その意味で、アメリカ・ポピュリズム研究は、グッドウイン以降停滞期にあるといつてよからう。

それではグッドウィンを乗り越える方途はあるのであろうか。途は一つしかないように思われる。それは、グッドウィンの示したグリーンバックイズムと協同組合的事業というムーヴメント・カルチャーに代わる歴史的文脈を発見し、それを軸に新たな説明を試みることである。そのための方法はとりあえず二つ考えられる。一つは、この間の個別研究の積み重ねの中にそれを探すことであろう。管見の限り、今のところ、グッドウィンのそれを乗り越える可能性をもつようなものは現れていない。いま一つは、ポピュリズムを見るタイムスパンをできるだけ長くとることによって、これまで見逃されてきた糸を発見することであろう。少なくとも一九世紀政治文化史の中にポピュリズムを位置づけることによって、新たに見えてくるものを探ってみることである。この点、かのグッドウィンの視野も南北戦争後に限られている。しかし、たとえば、彼がポピュリスト・ムーヴメント・カルチャーの実体として強調するグリーンバック的信用制度、商品交換についての議論や生産者協同組合の構想は早くも一八三〇年代の労働者の運動のなかに現れていたことが知られている。⁽³⁾ このような例を参考にしながら、広く一九世紀的視野で見渡せば、一九世紀前半の運動と一九世紀後半の運動をつなぐいくつかの糸、あるいは底流が発見できるのではなからうか。一九世紀末のポピュリズムの運動も、このような視野の中に置いてみれば、新しい相を見いだしうるのではなからうか。

実はこのような視角の提起は、ポピュリズム研究者以外の研究者によってすでになされている。たとえば、一九世紀前半の労働史研究者のショーン・ウイレンツは、一八二九年のニューヨークの「勤労者党」の運動は、「事実上、最初の近代的アメリカ急進主義政治運動であった。……このドラマの残響は後年のポピュリストの経験に最も明瞭に聞くことができる」と、一九世紀前半にポピュリズム運動の先駆的形態が早くも現れていたことを指摘している。⁽⁴⁾

また、いわゆる「自由労働イデオロギー」をキイに一九世紀史を捉えようとするエリック・フォナーも、ポピュリズムに触れて、「ここ（ポピュリズム）には、小生産者のコモンウェルスという一九世紀アメリカ的ヴィジョンの、

最後の大規模な政治的表明がみられた」と述べている。⁽⁵⁾ 彼の論旨にそえば、さしあたりポピュリズムは、一九世紀的自由労働イデオロギーの最後の大規模な燃焼ということになるうか。

また、一九世紀末からニューディールにかけての政治史の研究者であるトーマス・ゲーベルは近著のなかで、「ポピュリズムの思想的・政治的先駆として、ジェファソン時代やジャクソン時代の民主主義、生産者主義、グリーンバックイズム、グレンジなどについてよく言及されるが、ポピュリズムと一九世紀アメリカの政治文化との間の正確な関係について系統的な探求はなされていない。・・・ポピュリズムを詳しく検討してみると、アメリカ・ポピュリズムの政治的関心とレトリックその政策提案ではなく、オリジナルなものでなかったことがはっきりわかる」と述べ、いわば一九世紀アメリカ通貫的なイデオロギーの延長線上にポピュリズムが位置していたという見通しを与えている。ゲーベルの場合、それを、経済的特権は不公正な立法によってもたらされたとする反独占論であるとして、「ポピュリスト・レパブリカニズム」と表現する。⁽⁶⁾

長いタイムスパンでポピュリズムを捉えるという点では、アメリカニズム、主権者人民論、反エリート主義、大衆運動必要論の四つの観念をメルクマールに、ポピュリズムのアメリカ史遍在論を立てたマイケル・ケイズンもこの流れのなかに含めてもよからう。

(2) オマハ綱領の淵源

それでは、ポピュリズムを一九世紀的政治文化のなかに位置づける作業はどのように進めればよいのであろうか。

その際、我々はやはりポピュリスト基本綱領たるオマハ綱領（一八九二年七月）に改めて注目すべきだと考える。オマハ綱領は、セントルイス（一八八九年）、オカラ（一八九〇年）、シンシナティ、インディアナポリス、オマハ（いずれも一八九一年）、セントルイス（一八九二年二月）と積み重ねられた「アメリカ合衆国の勤労勢力」（the labor forces of the United States—オマハ綱領の表現）の諸会議において練り上げられた文書である。⁽⁷⁾それは、ポピュリストの政策提言であるばかりでなく、そこから浮かび上がってくる理想社会論や、その背後にある彼らの基本的イデオロギーまでを知ることができる貴重な史料である。もちろん、ポピュリズムは、その運動の強弱や濃淡の差はあれ、全国に蔓延した大衆運動であり、その主張や運動の方向性も多様性に富んでおり、ある意味では拡散的でさえあった。にもかかわらず、いくどかの全国的な会議をもち、議論を交わし、最終的に全国から多様な農労勢力の代表が集まるなかで結成された全国ポピュリスト党の綱領たるオマハ綱領は、その当時全国に様々な形で展開した多様なポピュリズムの最大公約数的な、政策、理想社会論、さらにはイデオロギーを表現していたとみてまちがいあるまい。そうであったからこそ、一八九二年以降、ポピュリズムが「変質」の過程をたどるなかで、常に論争の焦点となったのは、オマハ綱領の護持いかなかったのである。

ここでオマハ綱領を詳細にわたって紹介する余裕はない。イグネイシャス・ドネリーの手になる前文は、アメリカが「道徳的、政治的、物質的破滅の瀬戸際」にあり、浮浪者と百万長者の二大階級への社会の分裂という「ヨーロッパ的状况」に転落しようとしているとの危機感のもとに、「共和国の政府を、『平民』（the plain people）の手に回復」するよう呼びかけている。綱領本文では、「通貨」、「運輸」、「土地」の三大経済綱目が掲げられている。「通貨」の項では、連邦政府による国貨の発行、いわゆる「サブトレジュアリー・プラン」（農民金融公庫案）、銀貨無制限鑄造（フリー・シルヴァー）などが、「運輸」では、鉄道、電信・電話の国有・国営が、「土地」では、鉄道などが必

要を越えて所有している土地や外国人所有地の返還と実際の定住者ための確保がうたわれている。最後に、「大会の感情を表現する決議として」、「イニシャティヴ、レファレンダムなどの政治制度の改革や労働騎士団など労働勢力との連帯などが表明されている」⁽⁸⁾。

問題は、このオマハ綱領に盛られた政策提言や、その背後にあるイデオロギーの歴史的淵源がどこにあるのかということである。筆者を含めて多くの研究者は、それらは南北戦争後の主として農民の運動のなかで継受され練り上げられてきたものであるとの想定に立ってきた。しかし、先にも述べたように、たとえば、「通貨」の項に関していえば、グリーンバック的な信用・通貨制度に関する要求はすでに一八三〇年代のニューヨークの労働者のサークルのなかで出されていたことが知られている。「運輸」の項の鉄道、電信、電話については、いずれも一九世紀後半あるいはそれ以降に大衆の生活に浸透したものであるため、さすがに一九世紀前半に淵源を求めるには明らかに無理がある。鉄道についての要求の高まりは、やはり南北戦争後の農民運動、とりわけグレンジの運動に発するとみるのが妥当であろう。

さて、三大経済綱目のなかで最も深く、太く一九世紀前半の運動、とりわけ労働運動と結びついていたと思われるものが「土地」の問題であった。

本稿では、ポピュリズムを一九世紀政治文化史のなかに位置づけ直す試みの一環として、ポピュリスト「土地」綱目の歴史的源泉を探ってみたい。

(3) ポピュリスト「土地」問題の位相

オマハ綱領土地綱目の全文を改めて示せば、以下のとおりである。

「土地は、富のあらゆる自然的源泉を含むものであり、人民の相続財産である。それは投機的目的のために独占化されてはならぬ。さらに、外国人による土地所有は禁止さるべきである。現在、鉄道その他の法人によって、実際の必要をこえて保有されているすべての土地、および、現在外国人によって所有されているすべての土地は政府によって回収され、実際の定住者のためにのみ (for actual settlers only) 保持さるべきである。」⁽⁹⁾

この土地綱目の意味するところは複雑である。そのなかで一つだけはっきりしていることは、外国人による土地所有の全面的禁止が求められていることである。これは、もちろんこの時期のアメリカのナショナリズム一般を反映している。しかし、それに加えて、この時期イギリス人やアイルランド人などの外国人地主が、中西部を中心に広大な土地を所有し、小作制度をとっていたことに対する反感があった。ヨーロッパ人による、封建制度を思わせる地主制の展開とは、革命を経たアメリカが否定したはずのものであり、まさにアメリカニズムの根幹にかかわる屈辱的事態と受けとめられていた。後に述べる一九世紀末の土地不足の顕在化ともあいまって、この問題への注目はいやがうえにも高まっていた。⁽¹⁰⁾

さて、ポピュリスト土地綱目の複雑さとは、アメリカ人に対しては土地所有に関して何が禁止されるのかという点にある。一読したところでは、投機的目的の土地保有と、鉄道などによる実際の必要をこえた土地保有ということになる。しかし、政府に対して対策を求めているのは、後者のみである。投機的な土地所有そのもののへの対策は提起されていない。もちろん、ポピュリストの側からいえば、自分たちこそ「実際の定住者」であり、投機的な土地所有に走っているのは鉄道などの法人企業、彼らのいう「独占」に限られているから、内容的には同じことを求めているということになる。しかし、この時期のみならず、アメリカ史普遍的に、農民自身が小土地投機家であったことは周

知の事実であり、¹¹⁾ 投機目的の土地保有の法的規制は、実際のところ、とうてい農民やその周囲の人々の支持を得られぬ要求であった。要するに、土地の利用目的の実態は不問に付しつつ、土地保有の機会の平等―土地独占反対―を求める、これがポピュリスト土地綱目の意味する基本的立場のようにみえる。

結局、政策的に禁止さるべきは、鉄道など法人企業による必要以上の土地保有のみということになる。「必要をこえて」という条件も、その判断が難しいため、実効性に疑いの残る要求である。しかし、鉄道、銀行、不動産抵当会社などによる土地集積が、土地不足ともあいまって、土地を求める人々の怨嗟の的となっていた現実をよく反映した要求でもあった。

こうして、ポピュリスト土地綱目においては、その批判の対象からスッポリと抜け落ちてしまったかのように思われる一つの土地所有形態があった。それは、アメリカ人地主による土地所有であった。当時、南部を中心に地主制が強固に存在し続けたことはよく知られている。それどころか、一九世紀も末に向かうにつれ、土地を失う農民が続出し、地主―小作制は、むしろ強化されつつあった。そのことは、別の角度からみれば、土地をめぐる地主―小作間の緊張が高まりつつあったことをうかがわせる。

一方で、ポピュリズムは、自営農民だけでなく、その周辺の多様な社会層を巻き込んだ運動であった。特に、南部では、農業関係だけをみても、プランターのような地主層から、小作（シェアクロッパー）、農業労働者までの多様な層を含んでいた。¹²⁾

こうして、ポピュリスト（特に南部ポピュリスト）のなかでは、土地問題は深刻であるとともに、内部分裂を引き起こしかねないことに微妙な争点でもあった。そのため、南部ポピュリストの間では、土地をめぐる議論はできる

だけ回避される傾向にあったという。ポピュリストのなかではアメリカ人地主制をめぐる議論は封印されるはずであった。ところがあえてこの問題に火をつけた人間がいた。それは、南部ポピュリストの代表的指導者であり、自らもジョージアのプランターであったトム・ワトソンであった。彼が問題にしたのは、オマハ綱領土地綱目の、回収した土地を「実際の定住者のためにのみ保持すべきである」とした部分であった。彼はここに地主制否定の論理をみて、その削除を求めた。¹³ 本稿において明らかにされるであろうポピュリスト土地綱目の歴史的淵源を知れば、彼の脅えは理解しうるはずである。

以下、オマハ綱領土地綱目の歴史的源泉を確認するために、歴史上、土地をめぐる要求や政策がどのような運動、組織によって、どのように形成され、受け継がれ、最終的にポピュリズムにまで流れ込んできたのか、その背後にはどのようなイデオロギーが存在していたのかといったことからについて検討してみたい。

一、南北戦争前の土地をめぐる運動

南北戦争前の土地をめぐる運動の主流は、いうまでもなく、「自由な土地、自由な言論、自由な労働、自由な人間」をスローガンに掲げ、西部開拓農民への公有地の無償交付を政策の柱に立てた「自由土地党」(フリーソイル党)から共和党にいたる政党政治の流れである。この運動は、一八六二年のホームステッド法の成立で、一応の完結をみたといわれている。ところが、この政党政治の流れと密接に絡まりあいながらも、それとは明らかに一線を画す運動が存在していた。しかも、この運動は、ホームステッド法の成立をもって終わらず、南北戦争後も連綿と引き継がれて、世紀末まで生き残ることになる。それは「土地改革」運動(Land Reform movement)と呼ばれる運動であらう。

た。¹⁴⁾

この運動のルーツは、政治的平等主義を地主に対する「土地均分論的（アグラリアン）」攻撃に結びつけたイギリスのジャコバン派の職人トマス・スペンスや、『土地均分論』（一七九六年）を書いたトマス・ペインであったといわれている。彼らの影響をうけてアメリカではトマス・スキッドモアやラングトン・パイルスピーが、土地には使用権しか認めるべきでないと主張していた。¹⁵⁾

一八三六年に労働組合運動が崩壊した後、ニューヨーク市の労働改革派の指導者たちは、労働組合運動にかわる社会変革の方途としてこの運動を選んだ。その中心は、印刷工で一時ニュージャージーで農民として生活した経験ももつジョージ・ヘンリー・エヴァンスを指導者とする「国民改革協会」（National Reform Association、一八四四年設立）であり、それにフリーエ主義者のようなコミュニタリアン、チャーティズムの影響を受けた社会主義者やオーウェン派のコミュニタリアンなども加わっていた。¹⁶⁾

この運動の特筆すべき特徴は、イギリスのチャーティスト系の土地改革運動と密接な結びつきを保っていたことである。十分なコミュニケーションのない時代に、海を越えて、労働紙をつうじて意見を交換し、時には人の交流さえ計っていたことは驚嘆に値する。一九世紀を通じてアメリカのエリートは、海外から危険な思想が流入することを恐れ続けたが、このような早くからのラディカルな思想や運動の国際交流の存在をみれば、その恐れも故無しとしない。¹⁷⁾

エヴァンスは、一八四一年、自らの発行する雑誌『ラディカル』で、次のように述べていた。

「人間は地上になにがしかの権利をもつとすれば、住み続けるに十分な土地を得る権利があるはずだ。人間は生き

る権利をもつとすれば、生活を維持するのに十分な土地を得る権利があるはずだ。もしある人からこれらの権利を奪い取ったとしよう。その人は、彼を所有する者の為すがままになってしまふのである。」¹⁰⁸

ここで注目すべきことは、エヴァンスが、生計を立てるために耕す対象としての土地だけでなく、居住の場としての土地をも、広く「土地」に含めていることである。こうして、土地問題は、将来移住していく対象としての農地だけでなく、現に今住む住地の問題でもあることになる。したがって、都市労働者にとっては、土地問題とは住宅や家賃あるいは賃借料の問題でもあった。ここには、すでに、後年のヘンリー・ジョージの「土地単一税制」(single tax)の祖型がうかがえる。

いずれにせよ、人間の自律の絶対条件として土地所有を位置づけ、それを欠いた場合には「奴隷」の地位に転落するとの認識が示されていた。この立場からすれば、北部の白人労働者は「白人奴隷」として位置づけられることになる。こうして、彼は、失われた権利と労働に対する完全な報酬を取り戻すためには、なによりも白人労働者が「土地に対する自然権」(natural right to the soil—傍線筆者)を回復することによって解放されなければならない。土地を入手する可能性が生まれることによって、「労働者は雇用主に従属する存在ではなくなり、やがては社会の中の相応の地位に上昇することになる・・・」と、土地改革による解放の指針を示していた。¹⁰⁹

「土地に対する自然権」という観念は、この時代の土地改革論者の多くに共通したものであっただけでなく、後の時代の土地をめぐる運動にも大きな影響を与えることになる。また、エヴァンスら土地改革派は、実際の政策についても、一、実際の定住者に無償で公有地を与えること、二、個人が保有する土地の広さを制限すること、三、このようにして与えられた定住地 (homestead) は借金の抵当として取り上げられてはならないこと、などの点で一致していた。こうして、彼らは、「投票で農場を手に入れよう」("Vote yourself a Farm")をスローガンに、一六〇エー

カーの均一な区画から構成される「共和主義タウンシップ」の夢を有権者に示した。²⁰⁾

このような方針の最大の特徴は、既存の土地所有権の転覆にまで至りかねない「土地均分論」の立場をさげ、公有地に目標をしばることで、反発をかわし、幅広い社会的合意をえようとする姿勢である。このことは、別の角度から見れば、当時いかにスキッドモアらの「土地均分論」に対する反発が強いものであったかをよく示している。アメリカ反共主義のこれも祖型とはいえまいか。また、オマハ綱領に現れる「実際の定住者による土地保有」という観念もこの段階ではっきりとした形で現れていたことがわかる。²¹⁾ この運動の発信センターは、たしかにニューヨーク市などの都市域であり、指導者もそこを拠点とする労働改革派の人々であった。しかし、実際の運動は、ニューヨーク市、ロンドン、ニューヨークなどの、都市域、工場地帯だけでなく、小タウン、農村にも広く展開した。しかし、この運動に最も強く反応したのは、工場労働や職人的生産にたずさわる人々で、農業従事者は少なく、専門職や資産家はきわめて少なかった。その多くは、アメリカ生まれで、二〇〜三〇歳台、既婚、家族持ちの男であった。労働者や職人は、「工場を去って西へ行く夢」をもち、土地所有のみがもたらす品位(respect)を求める点で共通していた。²²⁾

農業従事者で土地改革に反応した者の動機としては、生活苦からの脱出を試みるために、西部の新しい農場を夢見たのかもしれないし、農民としてのプライドの表現であったのかもしれない。いずれにせよ、土地改革運動に関わった人々は、当時「土地均分論者」(アグリリアン)のステレオタイプのもとに想定されていたような、若く、無産で、無謀な革命主義者ではなく、なにがしか失うものをもった社会層に属していた。²³⁾

注目されるのは、一八四〇年代、ニューヨーク州東部のハドソン川流域地帯で起こっていた反地代闘争に参加していた小作農民たちも、この運動に関わっていたことである。小作農民たちは、地主の土地は、小作によって加えられ

た改良(improvement)にその全価値を負っている、という考え方で一致していた。ここには、土地改革運動を貫くことになる、労働価値説と生産者社会論に近い考え方が現れている。さらに注目すべきことは、この小作農民の運動の中からさえ、「小作たちは、破壊的でも、レベラーでも、アグリアンでもない」と、改めて「土地均分論」を強く否定する言葉が聞かれたことである。²⁴ いかにも、アメリカのプロト反共主義が深かったのかここにも窺えよう。

土地改革運動は、一八五〇年代に入っても、活発に活動を続けたが、折しも高まってきた奴隷制をめぐる対立の影響をうけて分裂し、ホームステッドを求める運動の主役は共和党に交代した。共和党は、この要求が労働者の支持を取りつけ、西部と北部を結びつけ、中産階級的家庭の育成に役立つとみて、その政策提言の柱に据えた。²⁵ ホームステッドの要求は、周知のように、一八六二年、南北戦争下の連邦議会で「自営農地法」(ホームステッド法)として実現する。一八五〇年代には、ホームステッドの要求は、まだ「土地均分論者」(アグリアン)の主張の危険な香りを残していたといわれる。しかし、この法律が成立する頃には、そのようなラディカルな思想との連想は消えたかにみえた。²⁶ 土地改革運動も、その思想も役割を終えて歴史の舞台から消え去るはずであった。

二、南北戦争後の土地をめぐる運動―労働者の運動―

労働史家デイヴィッド・モントゴメリーによれば、この時期の労働者の運動の全般的方向性は、精力的に労働組合的改善の運動を実践しつつ、同時に通貨制度改革(currency reform)と土地改革に取り組むというものであった。²⁷ 通貨制度改革は、ポピュリスト・オマハ綱領の三大経済綱目の劈頭に位置する要求であり、これもまた深い歴史的源

泉をもつと考えられるので、稿を改めて論じたい。ここで肝心なことは、我々の現下の課題である土地をめぐる運動、「土地改革」が、南北戦争後も労働運動を担い手として、強固に生き残ったという見通しが与えられていることである。以下の我々の作業は、この流れを確認し、それが世紀末のポピュリズムにいかに関わったのかを検証することに向けられる。

なぜ、土地改革の要求は、自営農地法成立後も収まらなかったものであろうか。その背景としては次のようなことが考えられる。たしかに、この法律の成立は土地改革の要求を部分的に満足させたが、鉄道会社への土地の下付、投機のための土地の買い占め、公有地開放下での定住の進展といった事態が、実体的にも心理的にも、労働者から将来の進出（あるいは逃避）の場を奪いつつあったことである。後に述べるように、南北戦争後一八八〇年代後半までの時期に限ってみると、農民運動の側からの土地改革の要求は弱い。それに比べ、労働運動はむしろこの時期、土地改革運動のイニシアティブをとる。その背景には、激しい闘争と弾圧の下にあった労働者の、救済への焦燥感にも似た願望があったのではなからうか。

(1) 「全国労働者連合」(National Labor Union)

一八六六年に結成された「全国労働者連合」は、アメリカで最初の全国的な労働者の連合体であったが、実態は労働組合的運動と、南北戦争前からの労働改革派の流れを引き継いだ社会改革的運動の両面をもっていた。この運動の指導者であったウィリアム・H・シルヴィスは、連邦政府による国民への直接低利融資や通貨発行を求めるグリーンバックイズムの運動に熱心に取り組んだ。しかし、他方では、エヴァンスの影響をうけ、土地改革運動にも力をいれた。また、当時争点として浮上していた八時間労働制や協同組合運動などにも関わった。とりあげた課題が全国レベ

ルでの立法化を必要とするものであったため、いきおいこの運動は政治化の方向をとった。

実際、全国労働者連合の創立大会でとりあげられた要求項目のなかで、土地改革は八時間労働制について二番目の位置を占めていた。そこでは、あのエヴァンスのスローガン「実際の定住者だけのための公有地」がくりかえされていた。翌年の大会では、公有地を、適切な面積で、最小限の価格で実際の定住者に連邦政府が売却するよう求める決議をあげている。また、一八七〇年の大会では、公有地を一六〇エーカーを越えない範囲内で、無料で実際の定住者に分配するよう連邦政府に求めている。²⁸⁾

一八七〇年以降、全国労働者連合は急速に衰退に向かい、一八七二年の選挙に打って出たが惨めな結果に終わった。

(2) 「労働騎士団」(Knights of Labor)

① 労働騎士団の台頭

南北戦争後一九世紀末まで、アメリカ労働者の世界に最も大きな影響を与えた全国的労働者団体が労働騎士団であった。労働騎士団は、一八六九年、フィラデルフィアの縫製工によって秘密結社として設立された。この組織は、初め、全国労働者連合の運動を再興しようとした「産業労働会議」(Industrial Congress)を通じて活動し、「産業労働友爱会」(Industrial Brotherhood)や「聖クリスピン騎士団」(Knights of St. Crispin)といった組織からの影響を受けた。前者の実態は明らかではないが、南北戦争前からの労働改革的特質を反映した綱領前文と綱領(一八七四年)のほとんどが、一八七八年に労働騎士団が全国組織化した際に、その綱領的文書に採用された。また、後者は、靴製造工を中心にした秘密結社であり、労働騎士団が発展する過程で密接に絡み合うことになるが、労使紛争の調停、協同組合活動の思想と経験を労働騎士団に伝えた。²⁹⁾

労働騎士団は、一八七〇年代、ペンシルヴェニアの炭鉱地帯の鉱山労働者などの間で影響力をもっていたが、一八七七年大動乱を機に、ウェスト・ヴァージニア、オハイオ、インディアナ、イリノイなどにも拡大した。労働騎士団は、熟練工中心の特権的な職能別組合主義には批判的で、熟練、非熟練を問わずあらゆる労働者を組織することを原則にかかっていた。黒人、移民（中国人移民は除く）、女性（初めは男性のみ）にも門戸を開いていた点で寛容であり、基礎単位組織であるローカル・アセンブリーの自発性が強いという意味でグラスルーツに根差した組織であった。先のデイヴィッド・モントゴメリーの指摘にもれず、労働騎士団も、労働者の労働条件の改善に取り組むとともに、土地改革や通貨改革の運動にも大きな比重をかけた。このことが、労働史にかかわるウイスコンシン学派などからの労働者の現実の要求からかけ離れた中産階級的ユートピア主義との批判を招くことになった。³⁰ このような論争史に立ち入ることは本旨ではないし、その紙幅もない。ここでは、あくまで土地問題がどのようにして労働騎士団の運動に持ち込まれ、どのように位置づけられ、それはどのような意味をもっていたのか、といったことに論点を絞って検討してみたい。

② 労働騎士団と土地問題

多くの労働史家が認め、また一八七九年から一八九三年まで労働騎士団の大団長(Grand Master Workman、途中でGeneral Master Workmanに改称)を務めたテレンス・パウダリー自身も認めているように、南北戦争前の土地改革の思想と構想は、戦争後、ウィリアム・シルビスや労働改革派の活動家アイラ・スチュワードといった、何らかの形でジョージ・ヘンリー・エヴァンスの影響をうけた人々の手で、全国労働者連合から産業労働会議をへて、まさに「真っすぐな線となって」労働騎士団に流れ込んだ。³¹

一八六九年の創立以来、紆余曲折をへて発展してきた労働騎士団は、一八七八年ようやく全国組織として初の全国

総会 (General Assembly) をペンシルヴァニア州レディングで開催した。先に述べたように、ここにおいて採択された憲章前文と憲章は一八七四年の産業労働友愛会のそれをほぼそっくりそのまま借用したものであった。組織としての目標を明らかにした憲章前文は以下のような綱目からなっている。

- 一、生産的産業のあらゆる部門を組織に組み込み、知識を行動の指針にし、富ではなく産業的、道徳的価値を、個人的、国家的偉大さの基準にすること。
- 二、働く者に自らが創りだした富の正当な分け前を確保すること。より多くの余暇を、より多くの社会的恩恵を。
- 三、労働統計局の設立を。
- 四、生産、分配双方での、協同組合制度の設立。
- 五、「人民の相続財産である公有地は、実際の定住者のために (for the actual settlers) 保持すること。鉄道や投機業者のためには一エーカーも与えないこと。」
- 六、資本と労働の間で平等に適用されていない法律を廃止すること。鉱山業、製造業、建設業などに従事する者の健康と安全を保障する手だてを。
- 七、法人として免許を与えられた企業に週給制をとらせる法律の制定を。
- 八、職人労働者 (mechanics) に自分たちの仕事に対する第一抵当権を与える法律の制定を。
- 九、連邦、州、市の業務における契約労働制の廃止を。
- 一〇、ストライキにかえて労使紛争の仲裁を。
- 一一、一四歳未満の児童の雇用の禁止を。
- 一二、囚人労働の貸し出し制度の廃止を。

一三、男女間の同一賃金、同一労働を。

一四、労働時間の八時間への短縮を。

一五、銀行を介在させないで、連邦政府が人民に直接発行する、真に全国的な通貨を。³³

この綱領的文書には、南北戦争前からの労働改革的伝統を受け継ぎ、協同組合活動（第四綱目）、土地改革（第五綱目）、グリーンバックイズムの通貨改革（第一五綱目）が組織の目的として盛り込まれている。

土地改革綱目に関していえば、労働騎士団は、右にみられるように、すでに一八七〇年代に、「公有地を実際の定住者のために保持する」というオマハ綱領の原則に到達していたといえよう。別の言い方をすれば、南北戦争以前からの土地改革の伝統を最も強く引き継いでいたために、オマハ綱領の地平への到達が最も早かったともいえよう。

問題は、目標のなかでも、比較的高い位置におかれた土地改革について、実際の活動がどのようであったのかということである。一八七八年以降の全国総会での土地問題の取り扱いを、議事録やテレンス・パウダリーの回顧録を材料に検討してみたい。

労働騎士団には産業労働友愛会にならっていくつかの常設委員会が設けられていた。そのなかには、組織業務を扱うものの他に、先に掲げた目的に対応して、金融問題、協同組合活動などに関する委員会が含まれていた。しかし、土地問題を扱う常設委員会一度も設けられなかったことがなかった。労働騎士団の研究者の多くが、土地問題は運動においては名目的位置しか占めていなかったと判断するのは無理からぬところであろう。労働騎士団の運動のなかで休眠中であった土地改革の要求を覚醒させ、運動の中心に据えようと訴えたのは、一八七九年の全国総会で大団長に選出されたテレンス・パウダリーであった。³⁴

③ テレンス・パウダリーと土地問題

一八四九年、ペンシルヴァニア州北東部の炭鉱地帯の町カーボンデールにおいて、アイルランド生まれの両親の間に生まれたパウダリーは、近くのスクラントンで機械工として働いていたが解雇され、その後、本格的に労働運動の活動家としての道に入った。一八七四年、産業労働友愛会の西部ペンシルヴァニア担当主任オルグに任命され、一八七六年には労働騎士団に加入した。³⁵⁾

彼は、労働運動だけではなく、アイルランド・ナショナリズムの団体である「克蘭・ナ・ゲール」や、アイルランドとアメリカの双方での土地獲得をめざす「土地連盟」(Land League) ³⁶⁾ にも指導者として活躍した。彼の妻のハンナも「女性土地連盟」スクラントン支部の会員であった。³⁷⁾

労働騎士団とパウダリーは、一八七二年の全国労働者連盟の惨めな失敗の経験に懲りて、組織としての政党活動には消極的だったが、個人としての活動にはほとんど制約を課していなかった。そのため、草の根のレベルでは団員たちは積極的に政治に関わった。パウダリー自身も例にもれず、一八七八年の選挙で、スクラントンの市長にグリーンバック労働党から出て当選し、その後三選を果たした。³⁷⁾

彼は決して思弁的な労働指導者とはいえなかったが、労働者たちの集団的意識を把握し、それを表現する豊かな弁舌力をもっていた。このため、労働争議が生じた現場からは、彼への演説の要請がひきもきらなかった。まさに彼は、この期の労働運動のカリスマであり、ヒーローであった。

さて、労働騎士団の全国総会の議事録を通覧すると、土地問題に関する記載はたしかに限られている。議事録そのものが、大団長の基調報告と諸委員会からの報告で埋め尽くされ、交わされた議論についての情報はほとんど得られない。最も大きな位置を占めるものが大団長の基調報告である。土地問題に関わる発言は、この基調報告のなかにみられる。第一回から三回までの全国総会では、この基調報告をおこなった初代の大団長のユーライア・ステイヴァン

スは、いっさい土地問題には触れてはいない。土地問題を本格的にとりあげたのは、第四回全国総会で大団長として初めて基調報告をおこなったパウダリーであった。おそらく、満を持して機会を待っていたのであろう。その後、一八八〇年の第六回（一八八二年）から第九回（一八八五年）全国総会まで、たて続けに彼は土地問題に言及した。一八八六年以降は、関連した問題で時に触れることはあったものの、一八八九年の第一三回総会を除いては、項目あげてこの問題を論じることにはなかった。しかし、彼の説明によれば、一八八六年の大動乱のもたらした諸問題のために、触れる時間的余裕がなかったとのことである。³⁹

それでは、なぜパウダリーは土地問題をそれほどまでに重視したのであろうか。彼は第四回全国総会の基調報告で次のように述べていた。

「土地は、全人類の父祖からの遺産である。何百万エーカーもの土地が人民から盗み取られてきた。この問題はここ今日、我々にとって関わりのないことのように思われるかもしれないが、神が人間による利用とその便益のためにと用意された土地が盗みと取られるたびに、土地領主（the land bond-lords）たちが我々を縛り上げようとしている鉄輪がまた一つ鉄鎖に付け加えられる。数年前ならば、このような労働者の代表の会議において、土地問題が我々にふりかかるようなことはなかった。しかし、我々が眠り続けていたほんのここ数年の間に、そしてまさに今日、我々が望もうと望むまいと、この問題が我々にふりかかっているのである。

我が騎士団は、その傘下にこの国の最良の精神をもつ人々を抱えているが、その人々をもってしても、この会議において、協同組合的あるいは入植的事業に着手する最善の手だてを整えることは不可能であると考える。しかし、この問題について討論し、最善と思われる法案を策定することはできる。」³⁹

やや、長い引用になったが、彼自身も騎士団内部で、土地問題への関心が低いことを認識して、議論を進めるよう呼びかけている。このように、土地問題が切迫した問題になりつつあるという認識をもった背景について、彼は別のところで、土地が枯渇してきたからではなく、公有地の処理の仕方が不公正であることに問題を感じたからであると言っている。⁽⁴⁰⁾

さらに、彼が実際に労働者が土地に接近する方法として、協同組合的入植計画をもっていたことは注目される。これは、南北戦争前からの「共和主義タウンシップ」の夢と協同組合的事業を結合させた構想であるとも言えよう。実際に、彼や、その周囲で彼と考え方を同じくする人々は、このような協同的土地所有の試みを何度か実行しようとした。

パウダリー自身も認めているように、大団長としての最初の土地改革の呼びかけに応じる動きは起こらなかった。

一八八二年の第六回全国総会では、彼は土地問題についてさらに長広舌をふるった。土地問題を、八時間労働制、児童労働の禁止、通貨問題などのすべてに優越する重要な問題として位置づけ、アメリカの西部の土地は、地主制に苦しむアイルランドの人々にとっても希望の光であると述べた。また、敵に「コミュニスト」と呼ばれてもひるむことはない。なぜならば、「神から人民に賜った相続財産を人民から略奪することに与するくらいなら、コミュニストと呼ばれるほうがましだ」とまでいった。このような強い呼びかけにもかかわらず、土地問題に関しては、今回も何ら具体的行動はとられなかった。むしろ、彼の主張は極端な考え方として批判をうけたという。⁽⁴¹⁾

パウダリーは、一八八三年の第七回全国総会でも土地問題について訴えたが、相変わらず反応はなかった。一八八四年の第八回全国総会では、憲章前文の改定が行われた。それは、創立時の一五綱目を二二綱目に拡大したもので、

新たに累進所得税、郵便局による為替・貯金業務、電信・電話、鉄道の国有化などが付け加えられていた。このなかで、彼は、土地綱目を次のように改訂しよう提案した。「我々は、この国の土地は、この国の人民のために保持されるよう求める。あらゆる種類の鉄道、投機業者、賭博師には、市民であろうと外国人であろうと、住人であろうと住人でなかりと、一エーカーの土地も与えてはならない。また、現在、法人企業や個人によって投機目的のために保持されている全ての土地は、人民のもとに回復されるよう求める。」⁴²⁾

この提案は、要求がより具体的になってはいるものの、趣旨としては、最初の憲章前文と変わらない。その後、全国総会の場でどのような議論が交わされたのかは明らかではないが、規則委員会が報告し、最終的に承認された土地綱目（第四綱目）は次のようになっていた。

「人民の相続財産である土地は、実際の定住者のために保持さるべきこと。鉄道や投機業者にはもう一エーカーも与えないこと。現在、投機目的のために保持されている全ての土地は、その評価額いっぱいまで課税さるべきこと。」

（傍線―筆者）⁴³⁾

この変更は重大な意味をもっていた。一読して明らかのように、傍線を付した最後の部分はヘンリー・ジョージの「土地単一税制」の構想を反映している。一八七九年に発行されたヘンリー・ジョージの *Progress and Poverty*（『進歩と貧困』）の影響が及んできたものと推察される。たしかに、パウダリーは土地単一税制への支持を表明していたが、彼とヘンリー・ジョージあるいは土地単一税制論の関係はむしろ微妙であった。⁴⁴⁾

いずれにせよ、この改訂後、土地問題が、ローカル・アセンブリー（地方会議＝基礎単位）の段階でも議論の対象になったという。このことは、むしろ、労働者の間において、土地単一税制論の人氣が高かったことを暗示している。

次いで、一八八五年の第九回全国総会では、パウダリーは、初めて外国人土地所有禁止法案に支持を表明し、土地

所有の上限を一〇〇エーカーまでとすることや、貧者救済のためのホームステッド法案の実現などを求めている。⁽⁴⁵⁾

前述したように、その後二年ほどは、パウダリーは基調報告で土地問題に触れることはなかった。一八八八年の第二二回全国総会では、憲章前文に記された二二綱目の組織目的のうち、第四綱目（土地）、第一四綱目（連邦政府による通貨発行）、第一七綱目（郵便局による為替貯金業務）、第一八綱目（電信・電話、鉄道の国有）の四綱目に重点を絞って運動を展開するよう呼びかけている。次いで、翌年の第二三回総会では、四年ぶりに土地問題を取り上げ、土地綱目を「全ての土地はその地代価値 (rental value) いっぱいまで課税さるべし」と改訂するよう提案している。結局、総会は土地単一税制の原則を支持し、「占有と使用こそが土地所有の唯一の資格条件である」(occupancy and use should be the only title to possession of land) との立場を表明した。⁽⁴⁶⁾

土地単一税制へのパウダリーの対応は、「土地評価額への課税」というヘンリー・ジョージの提案と、反地主というアイルランド人的な土地連盟の立場を折衷させたものとみることでもできよう。それ以上に重大であるのは、騎士団が「占有と使用」を土地所有の唯一の条件とする立場をとったことである。これは、南北戦争前からの「実際の定住者」とする条件をさらにすすめて、投機的な土地所有はおろか、不在地主の存在すら問題視するいっそうラディカルな立場に移行したことを示していた。後述するように、この背景には、一八八〇年代後半、とりわけ一八八九年頃から、騎士団が衰勢に向かうなかで、活動の拠点を東部・中西部の工業的・都市的地域や鉱山地帯から西部・南部の農村的地域に移し、折しもこの地域において台頭しつつあった農民同盟など農民的运动との提携を模索していたことがあった。

その後、一八九三年のパウダリーの大団長辞任まで、労働騎士団は激しい内紛にみまわれた。この間、彼が全国総

会で土地問題にとくに触れることはなかった。ただし、彼は、大団長として最後の年の全国総会での基調報告で、「自営農地協会」(Homestead Association)の設立を呼びかけた。これは、前年の全国総会で執行委員会が検討を呼びかけていたもので、移民など土地をもたない人々に南部などの土地を安価に入手させようという構想であった。この構想が実行に移された形跡はない。⁽⁴⁸⁾

一八九三年労働騎士団大団長を辞任した後、パウダリーは、法律の勉強を開始し、一八九四年に弁護士資格を取得した。また、同じ年から、共和党の活動家となり、マッキンレー政権のもとで移民局長官 (commissioner-general of immigration) に登用され、その後の共和党政権もとでも移民帰化局情報部長を務め、一九二四年没した。⁽⁴⁹⁾

④ 労働騎士団の土地改革の実際

以上の検討から、労働騎士団にとって、土地改革は南北戦争以前の労働改革者から引き継いだ課題ではあったが、スローガンとして掲げられているだけで、実際にそれを実現する努力はほとんど払われていなかったことがわかる。パウダリーは、その休眠状態のスローガンに今一度生気を吹き込もうと孤軍奮闘したが、反応ははかばかしくなかった。ただ、彼の呼びかけに全く反応がなかったわけではない。僅かながらも実際に協同組合運動として土地獲得を目指す試みがあったことが知られている。

たとえば、騎士団の常設委員会の一つである協同組合委員会の委員長ヘンリー・シャープは、一八八〇年に、ミズーリ州エグリントンに「ヨーク統合協同組合協会」を設立し、一〇〇〇エーカーの牛の牧場を開いた。一八八三年段階では、この牧場には一〇〇名弱の団員が参加していた。しかし、騎士団本部の協同組合活動資金からの支援を得られず、むしろ内紛の種となった。また、これは必ずしも土地獲得の例とはいえないが、一八八二年インディアナ州キャネルバーグでロックアウトされた坑夫たちが、二〇〇エーカーの炭田を賃借し、自主経営を試みた。この実験には騎

士団の全国執行委員会もある程度の支援をしたが、負担に耐えきれず結局一八八五年に挫折した。⁴⁹⁾ さらに、一八八八年頃、ノースカロライナ州の農村コミュニティにおいて、おそらくは黒人であろう支部団員たちが協同組合を設立し、一〇〇〇ドルで一〇〇エーカーの土地を購入した。この組合は資金がほとんど集まらず、パウダリーに支援を求めている。⁵⁰⁾ また、一八八六年の特別全国総会では、都市居住者救済のための土地購入に協同組合活動資金を充当するようにとの勧告がだされたが、何の行動もとられなかったという。⁵¹⁾ これらの経験は、騎士団には、全国組織として土地改革の実践を支える力はないことを示していた。

他方、州レベルでの労働騎士団の対応はどのようなものであったのか。限られた史料からではあるが次のような例がみられる。まず、全国総会での対応と同じく、連邦の立法を求めるものや州憲章の前文に土地改革をうたうものがみられた。たとえば、一八八七年のカンザス州総会では「人民のために土地を保持し、保持面積を制限する」連邦法や、非白人や外国人の大規模土地所有を禁止する連邦法が求められている。また一八八八年のミズーリ州総会では「愛する者たちを養うための公正かつ十分な土地を使用する人間の不可譲の権利」が憲章前文に掲げられた。さらに、全国総会での土地綱目の改訂への支持を表明するもの（一八九〇年インディアナ州総会）や、「使用と占有こそ土地所有の唯一の資格条件である」ことを確認するもの（一八九三年ミシガン州総会）もあった。一八八八年のネブラスカ州総会のように、合衆国土地管理局がホームステッドへの入植者や先買権所有者に速やかに公有地下付証書を発行するよう求めた例もある。さらに、協同組合的土地会社事業の促進を訴えたもの（一八八七年アラバマ州総会）やフランスにみられるような協同組合農場への関心を示したもの（一八九一年ミシガン州総会）もあった。⁵²⁾

以上に紹介した下部レベルでの対応は、一八八〇年代後半から九〇年代前半に集中している。先述した一八八九年

の全国総会での土地問題に関する方針のラディカル化ともあわせて考えれば、このことは、台頭しつつあった農民運動への接近が下部でも意識されていたことを示すものであろう。

(3) 「アメリカ労働総同盟」(AFL)

周知のように、「アメリカ労働総同盟」(以下AFLと略記)の創始者サミュエル・ゴンパーズは、一八七〇年代に労働騎士団に加入している。一八八六年に、彼の指導していた葉巻工組合の職能別組合主義をめぐるパウダリーら騎士団の指導部と対立し、AFLの創立に至る。そもそもゴンパーズは、労働騎士団について「高邁な理想をもつ組織ではあったが、その理想とするところはまったく感傷的であり、実際のな思想と行動に欠けていた」という評価をもっていた。⁶³ また、彼が指導的役割を果たしていた労働者組織、たとえば、葉巻工国際組合の目標(一八八〇年)や労働組合総連合(Federation of Organized Trades and Labor Unions)の立法要求(一八八一年)のなかには、土地関係の要求はまったくなかった。それどころか、この一八八一年の労働組合総連合の大会では、「この大会の目的にとって異質である」として、鉄道会社の小荷主への差別を扱った決議と、契約不履行のために没収された鉄道への下付地を政府が取り戻し、今後は実際の定住者の生活の場(home)として保持することを求めた決議が退けられた。⁶⁴

この経緯をみれば、ゴンパーズらによって土地問題に関する要求が否認されたことよりも、むしろこの要求が、おそらくは労働騎士団員によって、AFL系の労働者の間にも持ち込まれ、浸透させる努力が払われていたことに注目せざるをえない。⁶⁵ また、鉄道関係の要求の否認という、AFLが職能集団としての自己利益の追求のなかで、労働騎士団がもっていたような社会連帯的特質をむしろ意図的に切り捨てようとしていた様が明瞭にみてとれる。

三、南北戦争後の土地をめぐる運動―農民の運動―

(1) 「グレンジャー運動」(Granger Movement)

南北戦争後一八八〇年代後半あたりまでの土地をめぐる運動、すくなくとも土地改革運動の主役は農民ではなかった。ここではそのこと明らかにするために、まずグレンジャー運動をとりあげる。グレンジ、正式には「農業保護会」(Patrons of Husbandry)は、一八六七年に農民の自己教育と社会的友誼を主たる目的に設立された秘密結社である。一八七三年に憲章を整えて全国組織化する一方で、オハイオ以西の旧中西部諸州で、鉄道規制を主眼とするいわゆるグレンジャー法の成立に力をふるったことはよく知られている。一八七〇年代後半には農民運動の主役の座をグリーンバック系系の運動に譲り、一八八〇年代からは農民同盟系の運動に圧倒されたかの感がある。しかし、グレンジに特徴的なことは、たしかに隆盛と衰勢の波は幾度かあったものの、グリーンバック党や農民同盟のように消滅することもなく、一八九〇年代の激動をくぐり抜け、現在もなお活動していることである。この長い歴史をもつ農民組織の目には土地問題はどのように写り、その捉え方に変化はなかったのだろうか。

このことを検討するために、一八七三年から一八九六年までのグレンジの全国大会(National Grange)の議事録を閲覧してみた。その一般的印象は、グレンジの一番の関心事は運輸問題を含む交換流通や市場の問題であり、それに協同組合事業、教育問題が続き、土地問題への関心はきわめて低いということである。しかしながら、世紀も末にすすむにつれ、通貨問題とともに土地問題が徐々に浮上してくる。後述するように、その背景には、現実に土地問題が深刻化してきたこととともに、他の農民組織との競合や、他分野の運動、とりわけ労働運動の側からの働きかけが

あったことが無視できない。

一八七三年グレンジが全国化した時、その憲章前文では、「土地は、そこから、我々が、富を構成する全てのものを取り出す源である。それなくしては、農業も、製造業も、商業もありえない……」との文言がみられたが、その具体的目的の項には土地問題は盛り込まれていない。また、金融、協同事業、運輸、教育などについての常設委員会が設けられていたなかで、土地問題に関するものはみあたらない。⁵⁶ その後も全国大会議事録には土地に言及した記載はきわめてすくない。その主だったものを拾ってみれば、以下のようなものがある。

一八七五年の第九回大会では、「我が共通の祖国の公有地は、すべてのアメリカ市民が利害を有する不可譲の相続財産である。したがって、連邦議会は、人民のものである金も土地も、私的投機業者を支援するために下付してはならない……」との決議があげられている。⁵⁷

一八八一年の大会では、アイオワの代議員から農民同盟など他の農民団体の活動への警戒が呼びかけられている。その一方で、同じ大会で、ニューヨークの代議員は「反独占連盟」や農民同盟への連帯を呼びかけている。⁵⁸

また、一八八四年の第一八回大会で、最高団長のJ・J・ウッドマンは、「耕作者による土地の自立的所有という我々の制度が、破壊と破棄の危機に瀕しており、……それを賢明で時宜にかなった行動によって阻止しなければならぬ」と訴えた。⁵⁹ この発言で注目すべきは、これが土地を持たぬ人間にいかにして土地を取得させるのかという立場からではなく、既に土地を所有している人間の土地喪失をいかにして防ぐのかという観点からなされていることである。土地所有をめぐる方向が正反対である。このようなところからも、グレンジの運動が既に土地を持つ者を中心にした運動であったと推察することができよう。

一八八五年大会では、カンザスの代議員から、連邦政府が、私的関係者に公有地を家畜の放牧のために貸し出すこ

とは、「独占」を利する行為であるとする決議が提案され、採択された。また、同じ大会で、解雇された労働騎士団員への同情と連帯の決議が採択されている。⁶⁰

翌一八八六年の大会では、逆に、労働騎士団から前年の全国総会で採択された連帯の決議が紹介され、土地に関する発言や土地独占反対の決議もみられた。⁶¹さらに、一八八七年の二二回大会あたりから、農問同盟との競合の様子が各州から報告されはじめ、その調子は年をおって緊迫の度を増していく。そのなかで、グレンジの土地問題に関するかつての沈黙は解け、様々な対応が示されてくる。

(2) 「グリーンバック運動」(Greenback Movement)

連邦政府による直接の通貨発行を骨子とするグリーンバックイズムの構想は、南北戦争前から存在していた。その流れには、農民的なものと、労働者的なものとの二つがあり、後者については、先にごく簡単にふれたところである。南北戦争後もこの潮流は絶えることはなかった。一八七五年、南北戦争中に発行されたグリーンバック紙幣を、一八七九年までに正貨に兌換すること(グリーンバック紙幣の回収)が連邦法で決定されるに及んで、これに反発して運動は活発化した。このような情勢のなかで、一八七六年、農労のグリーンバック勢力は、インディアナポリスで全国大会を開き、「独立党」を名乗って全国選挙に打って出た。この大会で採択された綱領には、土地に関する綱目は含まれていなかった。グリーンバック勢力がその政治的力を最も顕著に示したのは、一八七八年の中間選挙において「グリーンバック労働党」として登場した時であった。この年のトレードでの全国大会で採択された綱領には、自営農地に関する立法を求める綱目が盛り込まれた。また、一八八〇年のシカゴ大会では、公有地を実際の定住者の生活の場としてのみ保持することを求める綱目と土地独占を非難する綱目が加えられた。⁶²

労働騎士団は、先に紹介したように、そもそも最初の綱領前文の最後の綱目でグリーンバックキズムの構想を掲げていたこともあって、この政治運動には、「個人として」積極的に参加した。パウダリーがスクラントンの市長にグリーンバック労働党から出馬して当選したこともそれをよく物語っている。グリーンバックキズムの研究者、アーウィン・アンガーも言うように、一八七八年のこの政治的蜂起に労働者の側から火をつけたのはまさに労働騎士団であった。⁶³ここで、本来グリーンバック党（独立党）の要求項目になかった土地綱目が、一八七八年以後、綱領に採用されるに至った背景には、労働騎士団側からの働きかけや圧力があったことが推測されるが、この課題はアメリカ・ポピュリズムのグリーンバックキズムの背景を探るなかで、改めて究明してみたい。

四、土地問題をめぐる連携―オマハ綱領土地綱目への道―

一八八六年の闘争で大きな打撃を受けた労働騎士団とパウダリーが、衰勢に向かうなかで、八〇年代後半、新たな活動の拠点を求めて、農村的地域に関心を移し、農民運動への接近を計ったことについては、多くの労働騎士団研究者の見解は一致している。⁶⁴ たしかに、一八八九年アトランタ全国総会で、土地の「占有と使用こそが土地所有の唯一の資格条件」とする立場を明らかにしたことは、客観的に見てそのような意識的努力の反映であるとみてよからう。しかし、それを、単に組織としての生き残り戦略と解釈することは皮相的である。行論のなかでみてきたように、労働騎士団は、南北戦争前の土地改革の理想を受け継ぎ、それを労働者解放の道の一つとして掲げ続けてきたのであった。たしかに、それがスローガンに留まっていたという重大な弱点をもっていたことは否めないが、紹介したように、僅かながらも実験的入植の試みもあった。無視できないことは、彼らは彼らなりに真剣であったということである。

その真剣さは、他組織、とりわけ農民団体への土地問題を媒介にした働きかけにもよく表れていた。しかも、その働きかけは、すでに一八八〇年代半ばからおこなわれていた。

(1) 「農民同盟」(Farmers' Alliance) と労働騎士団

「農民同盟」(Farmers' Alliance) という呼称の農民団体は、一八八〇年代半ば以前にもテキサスはじめ各地で散発的にみられたようである。ここで我々の取り上げる農民同盟とは、それとは異なり、南部テキサスに発し、クリバーン綱領(一八八六年)を掲げ、南部農民同盟の結成とその南部・西部全域への拡大を導き、ついには一八九二年の全国ポピュリスト党の結成をなしたとげた勢力を指す。⁶⁵このような農民同盟の綱領の祖型とされるものが、一八八六年のテキサス農民同盟のクリバーン綱領である。この綱領においては、土地問題はどのように扱われていたのだろうか。

クリバーン綱領は全体一六綱目から成るが、そのうち五綱目が土地に関するものである。また、勤労階級の団体に法人権を与えること、全国労働者大会を開催することなど、四つの労働者の権利や労働者との連帯に関わる綱目も盛られている。これは、クリバーン以前から農民同盟の指導者のなかに労働騎士団との協力を重視する者があったこと⁶⁶の反映であろう。

さて、土地に関する五綱目とは以下のようなものであった。

- ・ 全ての学校用地を小区画に分割し、実際に定住する購入者に、三三〇エーカーをこえない範囲で売却すること。
- ・ 私的個人や法人企業によって投機目的のために保持されている大規模地に対し、手放して売却せざるをえないような課税をおこなうこと。

・外国人の土地獲得を禁ずる措置をとること。外国人が獲得している土地を放棄させ、実際の定住者や合衆国市民に売却すること。

・鉄道や法人企業が失った全ての土地を政府が取り戻し、実際の定住者が購入できるようにすること。

・育牛会社などが不法に公有地や学校用地にめぐらせている柵を撤去すること。⁶⁷

これらの要求はいずれも、当時閉幕へと向かいつつあったフロンティア最前線のテキサス農民の現実を生々しく伝えている。広大な土地を鉄道などの企業や外国人地主に独占され、残っている公有地や学校用地も放牧業者によって不法に囲い込まれていた。いわゆる「柵戦争」の背景である。⁶⁸ いずれにせよ、ここに現れている農民は、グレンジに集う農民とは異質な農民であると考えざるをえない。既に持てる者と未だ持たざる者の違いというべきであろう。

農業史家ギルバート・F・ファイトは次のように言う。一八七〇年代後半あたりから、西部に行ってもやせて雨の少ない土地しか残っておらず、いかにして良い土地を手に入れるのが火急の全国的問題になってきた。しかし、普通の降雨量があり、通常の農業技術で耕作できる土地のほとんどは私的所有のもとにあり、農民のために土地を確保するにはもうすでに遅すぎた、と。⁶⁹ テキサスの例は、このような現実を具体的に伝えるものであろう。その意味で、閉幕しつつあるフロンティア最前線の農民こそが、労働騎士団を越えて、最も声高で、最もラディカルな土地改革の唱道者だったといえよう。

南部農民同盟の最初の綱領と目されるものは、一八八九年のセントルイス綱領である。セントルイスでの会議にはパウダリー以下労働騎士団の幹部が出席し、この南部同盟の綱領を予め読んで同意したことがわざわざ前文に記されている。このセントルイス綱領は、全部で七綱目から成るが、国法銀行廃止・連邦政府による通貨発行、農産物先物取引禁止、銀貨無制限鑄造の要求に続き、土地綱目は四番目に位置している。それは以下のように表現されていた。

「我々は外国人の土地所有を禁止する法律の制定を求める。連邦議會は、現在、外国人や外国のシンジケートによって所有されている全ての土地を取り戻す方法を策定すべく、速やかに措置を講ずるべきである。現在、実際には使用されていなかったり、必要もないのに、鉄道や法人によって保有されている全ての土地は、連邦政府によって回収され、実際の定住者のためにのみ保持さるべきである。」⁽⁷⁰⁾

たしかに、ここにはクリバーン綱領のような生々しさと具体性はない。しかし、土地の獲得をめぐる困難に直面している南部や西部の農民、土地喪失の危機にある各地の農民たち、さらには大地への定住に解放の夢を託す労働騎士団などの労働者の土地改革派、これら全ての最大公約数的な土地改革要求の表現がここにはあろう。さらに、この土地綱目の内容は、冒頭に紹介したオマハ綱領の土地綱領と既にほぼびったりと重なり合うことが確認できる。

先述したように、農民同盟の故地テキサスにおいては、その発足時から、農民同盟と労働騎士団は近い関係にあった。しかし、全国レベルでは、最初、騎士団は北部同盟と交流をもっていた。⁽⁷¹⁾しかし、土地問題に関していっそうラディカルな方針に転換した一八八九年のアトランタでの全国総会前後に、主たる連携の相手を農民同盟(南部同盟)に切り替えた。その総会を三人の南部農民同盟の代表が訪れ、挨拶をおくった。それに応えて、パウダリーが返礼の挨拶をした。そのなかで、南部農民同盟の代表の一人であるルーベン・グレイは、同年一二月にセントルイスで予定されている南北全ての農民同盟の会議に代表を派遣するよう呼びかけた。彼は、土地問題、運輸問題、反独占、投機的目的のための土地保有反対などの点で、両組織の目的には共通性があることを指摘した。また、ジョージア州農民同盟の書記であるハリー・ブラウンは、これまでに両組織は協力の経験をもっていることに言及した。パウダリーは、この時の挨拶では、土地問題には触れず、騎士団と農民同盟は、グリーンバックズムと協同組合活動を追求している点で共通性があると述べた。⁽⁷²⁾

呼びかけに応じて、直後のセントルイスの農民同盟大会には、パウダリーはじめ労働騎士団指導部が乗り込み、農民同盟（南部同盟）のセントルイス綱領の共同製作者といつてよいほどの親密な関係を築いていたことは先述した。このセントルイス綱領でほぼオマハ綱領の実質はできあがっていたといつてよからう。⁷³

州やローカルのレベルでは、農民同盟と労働騎士団の共闘は、全国レベルのそれに先行して進んでいた。また、セントルイス大会での協力関係の確立を歓迎する声も聞かれた。

たとえば、テキサスでは、一八八六年の南西部大鉄道ストライキに決起した労働騎士団を農民同盟が支持して以来、両者の間には強い連帯が生まれていた。それぞれ、二大政党（とりわけ民主党）の各レベルでの党大会に参加して、定住者への公有地の売却を求め、法人などへの公有地の貸し出しに反対するなどの活動を展開した。また、両組織の参加するピクニックなどもおこなわれていた。その後も、州内での労農の集まりには、この二つの組織の参加がみられたという。⁷⁴

また、アラバマでも、一八八八年、農民同盟、農民車輪組合（Agricultural Wheel）、労働騎士団、その他労働組合が参加する「勤労者大会」が開催され、騎士団がイニシャティヴをふるったという。⁷⁵

さらに、セントルイス会議直後の一八九〇年一月、労働騎士団ノースカロライナ州総会は、セントルイス会議での合意を心から支持する旨の決議をあげた。また、同年一二月の騎士団インディアナ州総会では、農民同盟、グレンジ、その他農民団体の綱領を支持し連帯を呼びかけている。そのうえで、「我々は、（前年の）全国総会でなされた憲章前文の第四綱目（土地綱目）の改定を支持する。また、労働騎士団と（南部）農民同盟との合意を支持する」との決議をあげている。⁷⁶ 後者の決議は、騎士団と農民同盟の連携の結節環として土地問題を位置づけたものとして注目に値する。

もちろん、労働騎士団と農民同盟を結びつけたものは、土地問題だけではない。金融・通貨問題、交通・運輸問題のような経済綱目はもちろんのこと、オマハ綱領に盛られたその他の諸々の要求についても概ねの一致があったうえでの合意であつたはずである。しかし、双方とも土地問題を強く意識する理由があつた。南部出自の農民同盟にとっては生々しい土地問題の現実があり、労働騎士団には南北戦争前からのイデオロギーとしての土地改革の伝統があつた。この二つの組織には連携する必然性があつたというべきであらう。

(2) 労働騎士団とグレンジ

先に紹介したように、騎士団とグレンジの間の交流は、一八八五年からみられた。八六年グレンジの全国大会において、前年の労働騎士団の全国総会で満場一致で採択された決議が紹介された。その内容は単なる連帯の挨拶ではなく、協力の要請であつた。労働騎士団は、土地、通貨制度、反独占闘争の三点で、グレンジからの支援を求めた。とりわけ、土地問題は冒頭に置かれており、「現在、不当にも、外国人の不在所有者や育牛シンジケートによって保有されている全ての土地を公有地に復活させること」を目的にあげていた。⁷⁷ 先のテキサスの状況と符合するものがある。フロンティア最前線の声は騎士団にも届いていたのである。

その後、グレンジ全国大会の議事録には、ほぼ毎年のように、土地に関連する記載が、農民同盟との競合についての悲鳴に近い報告とともにみられるようになる。土地に関する記載の内容では、外国人による土地所有禁止法制定の要求が最も頻度が多いが、法人企業による大土地所有の禁止、抵当負債問題などに関するものも現れてくる。⁷⁸ それ以外に、いくつかの注目すべき態度表明がみられる。

まず、一八八七年の第二回全国大会では、グレンジ農業委員会は、「我々は、公有地は、人民の使用のために保

持されるよう求める。また、連邦政府の権限で、・・・法人企業に下付した土地を、人民のために取り戻すよう求める。」と報告している。これは、農民同盟やオマハ綱領の「実際の定住者のために土地を保持する」という立場に限りなく接近したものである。さすがに、この態度表明に危うさを感じたのか、この報告は、続けて次のように述べている。「我々は、アナキー、土地均分論（アグラリアニズム）、コミュニズムの影響と、それがもたらせた悲しむべき結果を憂うものである」と。この下りは移民規制を求める部分につながっていくのだが、⁷⁹自分たちの立場に、南北戦争前からの土地均分論的な臭いがあることを自覚しての発言であることは明らかである。しかも、その危険思想は常に「外から」入ってくると、問題の根源が外部に求められている。

しかし、グレンジは残された最後の一步を前進した。一八八九年の大会では、法人企業や外国人地主による大土地所有問題を取り上げた決議をあげる際に、「公有地は人民の相続財産であり、実際の定住者のために保持さるべきである」ことを宣言したのであった。⁸⁰ここに、グレンジもまたイデオロギー的にはオマハ綱領の地平に到達したことが確認できる。

また、土地単一税制プランについては反対決議があげられている。その理由は、農民や農場で生計を立てる人々の負担を増大させるということであった。さらに、農民同盟が提案していた「農民金融公庫案」（サブトレジュアリー・プラン）については、特定の作物を生産する農民のみを優遇する「階級立法」であるとして反対を表明し、土地を担保にした農民融資制度については議論を呼びかけるに留まっている。⁸¹

それでは、グレンジが労働騎士団や農民同盟と全く同じ立場に立ったのかといえば、事態はそう単純ではなかった。第二三回大会の議事録には、グレンジ農業委員会が提案し、採択された次のような決議がみられる。

「土地が多く孤立した土地所有者の手に細分化されたため、土地のもつ力は分散化されてしまった。グレンジは、

再び土地を統合することを追求する・・・」⁸²⁾

この決議は、他方で法人企業や外国人地主への土地集中を非難していたことと矛盾しているようにみえる。しかし、いわば既に持てる農民の上昇志向の表明とみれば理解しうる。

土地問題についてグレンジの複雑な内情を示す材料がもう一つある。第二六回と二七回大会の議事録において、連邦政府の資金で西部の乾燥地を灌漑しようとする計画に対して反対が表明されている。その理由は、今のところ、十分すぎる土地が耕作されており、営農の利潤を危うくしているほどである。これ以上の耕地の拡大は、競争の激化によるいっそうの利潤の低下を招く、というものだった。結局、州の資金でこの計画を進めるようにとの結論に達したという。グレンジ研究者スヴン・ノーディンによれば、これは耕地の拡大を望む西部の農民と、西部との競争を恐れる東部の農民の対立のなかでの妥協の産物であったという。⁸³⁾ いずれにせよ、ここにみられるものは、既に持てる農民、あるいはそれ以上に、安定した経営を享受している農民の立場である。このようにみえてくると、グレンジの土地を持たざる者への関心は、土地喪失への不安と農民同盟の台頭という状況と、外からの働きかけによって生じた反応と解すべきであろう。

オマハ綱領土地綱目の意義―むすびに代えて―

一八九二年二月、セントルイスにおいて、南北農民同盟、労働騎士団、農民互助協会(Farmers' Mutual Benefit Association)、黒人農民同盟など各種の農労の組織が参集するなかで、全国ポピュリスト党の結成が決定された。⁸⁴⁾ そ

の議に基づき、同年七月オマハにおいて、秋の大統領選挙の候補者を指名するためにポピュリスト党全国大会が開かれた。そこで採択されたものがオマハ綱領であった。この綱領は、一八八九年に採択されたセントルイス綱領を練り上げたうえで、定式化したものであった。しかし、基本項目の順序などに若干の変更はあったものの、その本質は、すでに三年前に形成されており、その意味でオマハ綱領はセントルイス綱領のまっすぐな延長線上にあった。⁸⁵ セントルイス綱領は、農民同盟、労働騎士団をはじめとする農労の連携を背景に形成されたが、このセントルイス綱領そのものが、さらに農労の連携を促進した。その意味で、オマハ綱領の背後には、いっそう広範な農労の共闘が存在していた。

たとえば、「農民同盟をポピュリスト党に導いた」主役とされるカンザス州においては、⁸⁶ 全国ポピュリスト党結成に先立つ一八九〇年にポピュリスト党が結成されたが、この時参集したのは、農民同盟、労働騎士団の他に、グレンジ、農民互助協会、「土地単一税クラブ」(Single Tax Clubs)などの多彩な農労の諸組織であった。⁸⁷

さらにカンザスのグラスルーツにおいても農労の緊密な連携がみられた。たとえば、州中部マリオン郡において同年、人民党支持の集会が開かれたが、ここには郡内の各農民同盟支部からの代表に混じって、二つのタウンの労働騎士団のローカル・アセンブリーの代表も参加していた。⁸⁸ グラスルーツのどこまでも農民同盟と騎士団は固く結びついていた。

一方、「純粹で単純な」組合運動を旗印に職能別組合主義の路線をひた走るAFLとゴンバーズは、ポピュリストの出現にどう対処したのか。よく知られているように、一八九二年、彼は、共和、民主の両党を退けたうえで、「ポピュリスト党は、この国の農村地域の雇われている農民や産業中心地の職人や労働者の利害を一切顧慮しない、雇側の農民によって主に構成されているので、(AFLとポピュリスト党の間には)目的、方法、利害の点で必然的な開

きがある（傍線部は原文イタリック）と述べて、休眠を決め込んだ。⁶⁰

ゴンパーズは、労働騎士団とポピュリズムはともにブルジョア的であるとして、双方ともいずれ持てる者と持たざる者に分解するとみていた。彼は工場の持たざる者のために戦っているつもりであった。では、農村地域の持たざる者（雇われている農民）に彼は何をしたのか。実は、彼は、この期、農業労働者の組織化を意識し、オハイオやカンザスなどの農業労働者の組織に組織的・財政的支援を与え、その育成を図っている。しかし、それが成果をあげた形跡はない。⁶¹

一八九三年、シカゴでのAFL全国大会において、社会主義者トーマス・モーガンが、一一綱目から成る政治綱領を提案し、その第一〇綱目で「全ての生産・分配手段の人民による集団的所有」を求めたことはよく知られている。その後一年間の下部討議を経て、デンヴァー大会では、第一〇綱目に関して、様々な修正案や代案が提案された。その結果、「土地保有の独占体制を廃し、それに代えて、占有と使用のみによる所有資格」を、という代案が採択された。その後の討議のなかで、一一政治綱目すべての一括採択を求める動議が否決されたため、この採択された代案の意義は曖昧にされてしまった。また社会主義者たちは本来の提案が骨抜きにされたと怒ったという。⁶² たしかに、批判の矛先が工業生産の場合から農業のそれに巧みに逸らされている。しかし、モーガンの原案と代案の間を結ぶものもある。それは「生産手段」の捉え方である。「生産・分配手段」とは工業生産だけでなく、農業生産に関わるものも含んでいた。しかも、この期のポピュリストの運動を意識した場合、それは農業の生産手段＝土地として連想されたとしても不自然ではなかった。あるいは、この時代、それ程までに土地問題が重い課題であったことの反映とみることもできよう。

一方、一八九一年、アイルランド地主ウィリアム・スカリーが広大な小作地を所有していたカンザス州マリオン郡から、州最高裁判所の判事に立候補したポピュリストのフランク・ドスターは、「使用者の権利は所有者の権利に優越する」と言明して、物議を醸した。ここには、一八八九年に労働騎士団が採用した「占有と使用のみが土地所有の資格」とする立場と通底するものがあった。ドスターはこの発言のために、その後も長く危険人物のレッテルを貼られることになる。⁸⁹

ひるがえって、「占有と使用のみによる所有資格」という原則をアメリカ史の文脈においてみれば、それは、「土地均分論」(agrarianism)の系論に他ならない。

労働者の世界にも、小作地の展開する農村地帯にも、「土地均分論」の残影が射していた。世紀末まで生き残った「土地均分論」は、AFLにも浸入したが、結局その場を得られなかった。しかし、「公有地は実際の定住者のためのみ保持すべし」という文言に身を潜めながら、ポピュリスト・オマハ綱領の三大綱目のなかに定着した。南部ブランター、トム・ワトソンが見たものは、まさにアメリカ的革命の亡霊であった。

〔注〕

- (1) 一九〇〇年間はどの間に刊行されたものを挙げれば、次のようなものがある。Thomas W. Riddle, *The Old Radicalism: John R. Rogers and the Populist Movement in Washington* (New York: Garland, 1991) ; David B. Griffiths, *Populism in the Western United States 1890-1900* (New York: The Edwin Mellen Press, 1992) ; Jeffrey Ostler, *Prairie Populism: The Fate of Agrarian Radicalism in Kansas, Nebraska, and Iowa, 1880-1892* (Lawrence: University Press of Kansas, 1993) ; Stephen Cresswell, *Multi-party Politics in Mississippi, 1877-1902*

- (Jackson: University Press of Mississippi, 1995) ; Samuel L. Webb, *Two-Party Politics in the One-Party South: Alabama's Hill Country, 1874-1920* (Tuscaloosa: The University of Alabama Press, 1997) ; Stephen Kantrowitz, *Ben Tillman and the Reconstruction of White Supremacy* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2000).
- (2) Michael Kazin, *The Populist Persuasion: An American History* (New York: Basic Books, 1995).
- (3) Sean Wilentz, *Chants Democratic: New York City and the Rise of the American Working Class 1788-1850* (New York: Oxford University Press, 1984), 254. 邦訳『民衆文壇の讃歌 (上)』(安武秀臣訳、木鐸社、二〇〇一年) 五〇頁。
- (4) *Ibid.*, 213, 上掲邦訳『民衆文壇の讃歌 (上)』二六三頁。
- (5) Eric Foner, *The Story of American Freedom* (New York: Norton, 1998), 127.
- (6) Thomas Goebel, *A Government by the People: Direct Democracy in America 1890-1940* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2002), 12.
- (7) John D. Hicks, *The Populist Revolt: History of the Farmers' Alliance and the People's Party* (Minneapolis: The University of Minnesota Press, 1981, reprinted by University of Nebraska Press, 1961), 231f., 427-44.
- (8) *Ibid.*, 439-44. なお、オマン綱領の解釈については、拙稿「オマン綱領の世界ーセジュンリズムにおける私有財産と協同社会ー」『アメリカ研究』第一八号、一九八四年三月、八七一―〇五頁を参照されたい。
- (9) Hicks, *The Populist Revolt*, 443.
- (10) 外国人地主制への反感の例については、拙稿「ポピュリスト運動における『無産』階級と共和主義」小川晃一・片山厚編『階級意識とアメリカ社会』(木鐸社、一九九〇年)所収、一九七頁を参照されたい。
- (11) この期のアメリカ農民の土地投機志向については、Gilbert C. Fite, *The Farmers' Frontier 1865-1900* (Albuquerque:

University of New Mexico Press, 1966), 19f.

- (12) ポピュリスト運動内の階級問題については、拙稿「ポピュリスト運動における『無産』階級と共和主義」を参照されたい。
- (13) 拙稿「オマハ綱領の世界」九二―九三、九七―九八頁。
- (14) James L. Bronstein, *Land Reform and Working-Class Experience in Britain and the United States 1800-1862* (Stanford: Stanford University Press, 1999), 7f., 17f., 166f., 174, 242.
- (15) Wilentz, *Chants Democratic*, 335, 邦訳『民衆支配の讃歌(上)』一五二―一五三頁; Bronstein, *Land Reform*, 24-29, 30-35, 37-43.
- (16) Wilentz., *Chants Democratic*, 335-40, 邦訳『民衆支配の讃歌(上)』一五二―一五八頁; Bronstein, *Land Reform*, 2-7, 15-18, *passim*.
- (17) Bronstein, *Land Reform*, 6, なお本書は、初めつの国際交流を扱った本格的な研究書である。
- (18) Wilentz, *Chants Democratic*, 336, 邦訳『民衆支配の讃歌(上)』一五三頁。
- (19) *Ibid.*, 336f., 邦訳『民衆支配の讃歌(上)』一五三―一五四頁。
- (20) *Ibid.*, 337, 340, 邦訳『民衆支配の讃歌(上)』一五四―一五九頁。
- (21) Reeve Huston, *Land and Freedom: Rural Society, Popular Protest, and Party Politics in Antebellum New York* (New York: Oxford University Press, 2000), 172f.
- (22) Bronstein, *Land Reform*, 3f., 7, 175f.; Wilentz, *Chants Democratic*, 369, 邦訳『民衆支配の讃歌(上)』一九七頁。
- (23) Bronstein, *Land Reform*, 175, 181-84.
- (24) Huston, *Land and Freedom*, 158, 165; Charles W. McCurdy, *Anti-Rent Era in New York Law and Politics 1839-1865* (Chapel Hill: The University of North Carolina Press, 2001), 172-74, 211f., 214f., 223; Bronstein, *Land Reform*, 17, 123f., 166f.

- 25 *Ibid.*, 17f.
- 26 *Ibid.*, 300, 8.
- 27 David Montgomery, *Beyond Equality: Labor and the Radical Republicans 1862-1872* (New York: Alfred A. Knopf, 1967, reprinted by University of Illinois Press, 1981), 445f.
- 28 Norman J. Ware, *The Labor Movement in the United States 1860-1895* (Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1959), 364f. ; Gerald N. Grob, *Workers and Utopia: A Study of Ideological Conflict in the American Labor Movement 1865-1900* (Evanston: Northwestern University Press, 1961, reprinted by Quadrangle Paperback, 1969), 17f.
- 29 Grob, *Workers and Utopia*, 18.
- 30 Ware, *The Labor Movement*, 11-21 ; Craig Phelan, *Grand Master Workman: Terence Powderly and the Knights of Labor* (Westport, Conn.: Greenwood Press, 2000), 17.
- 31 Ware, *The Labor Movement*, chap. II. なお、邦文文献としては、竹田有「労働騎士団 その思想と行動―第三〇地区会議（ボストン）の場合―」『史料』第十六四巻、第二号、一九八一年三月、六六―九七頁がある。一九八〇年代初頭段階までの研究史を手際よく整理したうえで、一次史料を用いて労働騎士団の思想と行動を分析したものである。一九八〇年代のアメリカにおける労働騎士団再評価の動きに呼応した業績であり、労働騎士団の衰退因を資本の攻撃の激しさに帰した結論とともに、今後もその輝きを失わぬ労作である。ただし、労働騎士団の運動と思想における土地問題の意義については論じられていない。
- 32 Ware, *The Labor Movement*, 5 ; Gerald Grob, *Workers and Utopia*, 39 ; Terence V. Powderly, *Thirty Years of Labor 1859-1889* (Philadelphia: T.V. Powderly, 1890, reprinted by Augustus M. Kelley, 1967), 171.
- 33 *Constitution and Rules of Order of the Industrial Brotherhood of the United States for the National Congress, State Assemblies and Local Lodges* (1874) ; *Record of the General Assembly of the* * * * (1878) ,

28. 1881年に公然化す。労働騎士団は秘密結社であつたが、組織があまりに秘密主義に上つてゐる。

29. 1881年、Ware, *The Labor Movement*, 365頁。ペウタリーを「土地騙獲社」(a land crank)と批判してゐる。

30. Phelan, *Grand Master Workman*, 11-21; Grob, *Workers and Utopia*, 40f.

31. Phelan, *Grand Master Workman*, 20f., 154f. 1881年「土地騙獲」に上つた。Eric Foner, *Politics and Ideology in the Age of the Civil War* (New York: Oxford University Press, 1980), chap. III 参照。

32. Phelan, *Grand Master Workman*, 28-30, 33, 64f.

33. *Record of the Proceedings of the General Assembly*, 1st. (Jan., 1878), Special Session (Jun., 1878), 2nd. (Jan., 1879), 3rd. (Sept., 1879), 4th. (Sept., 1880), 5th. (Sept., 1881), 6th. (Sept., 1882), 7th. (Sept., 1883), 8th. (Sept., 1884), 9th. (Oct., 1885), Special Session (Jun., 1886), 10th. (Oct., 1886), 11th. (Oct., 1887), 12th. (Nov., 1888), 13th. (Nov., 1889), 14th. (Nov., 1890), 15th. (Nov., 1891), 16th. (Nov., 1892), 17th. (Nov., 1893). 議事録のタイトルは皆この通りである。煩雜な議論をためて統一して表記した。Powderly, *Thirty Years of Labor*, 178.

34. *Record of the Proceedings of the General Assembly*, 4th. (1880), 171f.

35. Powderly, *Thirty Years of Labor*, 171f.

36. *Record of the Proceedings of the General Assembly*, 6th. (1882), 282-84; Powderly, *Thirty Years of Labor*, 172-74.

37. *Record of the Proceedings of the General Assembly*, 8th. (1884), 574.

38. *Ibid.*, 769.

39. パウタリーは別の所で「土地単一税制を支持しながらも、地代に課税するのが合理的であると主張してゐる。Powderly, *Thirty Years of Labor*, 191-97. また「一八八六年、ヘンリー・ジョージがニューヨーク市長選に出馬した時、パウタリーは「土地騙獲演説」に出向したことが知られてゐる。Phelan, *Grand Master Workman*, 267. Ware, *The Labor Movement*, 365 参照。

- ⑤ *Record of the Proceedings of the General Assembly*, 9th. (1885), 13f.
- ⑥ *Ibid.*, 13th. (1889), 4, 8, 33, 43 ; Philip S. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, vol. 2 (New York: International Publisher, 1955), 166.
- ⑦ *Record of the Proceedings of the General Assembly*, 17th. (1893), 23-26.
- ⑧ Phelan, *Grand Master Workman*, 258-61.
- ⑨ *Ibid.*, 139-46 ; Ware, *The Labor Movement*, 326-27.
- ⑩ Melton Alonza McLaurin, *The Knights of Labor in the South* (Westport, Conn.: Greenwood Press, 1978), 129.
- ⑪ Powderly, *Thirty Years of Labor*, 179.
- ⑫ *Proceedings of the Kansas State Assembly of Knights of Labor of America*, Second Annual Session (1887), 20, Terence Vincent Powderly Papers, Catholic University of America (ミシガミ TVPP ヲ参照) ; *Official Report of the Proceedings of Fourth Annual Session of State Assembly of Missouri* (1888), 28, TVPP ; *Proceedings of the Eighth Annual Session of Michigan State Assembly* (1893), 17, TVPP ; *Proceedings of the Nebraska State Assembly of Knights of Labor* (1888), 30, TVPP ; *Proceedings of State Assembly, Knights of Labor, Alabama* (1887), 23, TVPP ; *Proceedings of the Seventh Annual Session of Michigan State Assembly* (1892), 16, TVPP.
- ⑬ 『記録 of the Proceedings of the Third Annual Convention of the State Assembly of Ohio (1889), TVPP; *Proceedings of the State Assembly Convention, Knights of Labor, Indiana* (1891), TVPP 参照
- ⑭ 同。
- ⑮ Samuel Gompers, *Seventy Years of Life and Labor*, *An Autobiography* (New York: E. P. Dutton & Co., 1925, reprinted by Augustus M. Kelley, 1967), 244, 284, 邦語『セブンティ・イヤーズ・オブ・ライフ・アンド・レーバー』(二四五・二八五・二八六頁)。(佐・ミシガミ参照)

- 45 Samuel Gompers, *Seventy Years of Life and Labor*, 170, 225, 輯録『サマナー・グンペー・ス・ライフ・アンド・ラバール (上巻)』(上野 正一 訳) 111-116-117-118頁。John R. Commons, et.al, *History of Labour in the United States* Vol. II (New York:Macmillan, 1921), 324; Philip S. Foner, *History of the Labor Movement in the United States*, Vol. I. (International Publisher, 1947), 521-22.
- 46 グンペー・ス・ライフ・アンド・ラバール 労働組合運動史のなかの労働組合組織の代表の数が多いうちに述べられている。
- 47 Gompers, *Seventy Years of Life and Labor*, 221, 輯録『サマナー・グンペー・ス・ライフ (上巻)』111-118頁。
- 48 *Journal of Proceedings*, Sixth Session of the National Grange of the Patrons of Husbandry (以下『Proceedings of National Grange』6th. セットに収録) (1873), 12; *Proceedings of National Grange*, 7th. (1874), 56-60; *Proceedings of National Grange*, 12th. (1878), 55ff.
- 49 *Proceedings of National Grange*, 9th. (1875), 162.
- 50 *Proceedings of National Grange*, 15th. (1881), 37, 47. この農民同盟は、後述の極端派のものと区別される。この極端派の派は、このうち推測される。この派は、農民同盟は「政治的団体」として置かれなければならない。なぜ、マンハッタン農業協会の委員は、組織化の宗教的、政治的問題の論議を禁じているか。『Proceedings of National Grange』6th. (1873), 18.
- 51 *Proceedings of National Grange*, 18th. (1884), 13f.
- 52 *Proceedings of National Grange*, 19th. (1885), 85, 151.
- 53 *Proceedings of National Grange*, 20th. (1886), 117f., 13, 73.
- 54 Donald B. Johnson and Kirk H. Potter (com.), *National Party Platforms 1840-1972*, 5th.ed. (Urbana: University of Illinois Press, 1975), 51f., 57f.; Irwin Unger, *The Greenback Era: A Social and Political History of American Finance 1865-1879* (Princeton: Princeton University Press, 1964), 377f.; Phelan, *Grand Master Workman*, 65f.

- ③ Unger, *The Greenback Era*, 375.
 ④ Phelan, *Grand Master Workman*, 201f., 228, 248-51 ; Ware, *The Labor Movement*, 364. ; Philip S. Foner, *History of the Labor Movement*, vol.2, 166 ; McLaurin, *The Knights of Labor in the South*, 130, 174-177.
 ⑤ Goodwyn, *Democratic Promise*, 32-37. なお、同じ時期に北部農民同盟も存在していたが、全国ポピュリスト党へ至る運動のユニシヤティズを一貫して取ったのは南部同盟系の勢力であったし、その影響力や支持基盤の強さは比較にならないほどであった。このため、とりあえず、考察の主たる対象から北部同盟を外した。この点、筆者はグッドウィンと立場を同じくする。

- ⑥ *Ibid.*, 41.
 ⑦ Arthur Schlesinger, Jr. (ed.), *History of U.S. Political Parties*, Vol. II (New York: Chelsea House, 1973), 1735f.
 ⑧ 当時、テキサスやカンザスでは農民と牧畜業者の間に柵をめぐる紛争が頻発していた。この点については、拙稿「アメリカ中西部における柵問題ーカンザスの例ー」『アメリカス研究』創刊号、一九九六年、二五―四七頁を参照されたい。
 ⑨ Gilbert C. Fite, *The Farmers' Frontier*, 20.
 ⑩ Hicks, *The Populist Revolt*, 427f.
 ⑪ *Record of the Proceedings of the General Assembly*, 11th. (1887), 1762, 1792.
 ⑫ *Record of the Proceedings of the General Assembly*, 13th. (1889), 87-96.
 ⑬ Goodwyn, *Democratic Promise*, 164.
 ⑭ Alwyn Barr, *Reconstruction to Reform : Texas Politics, 1876-1906* (Austin: University of Texas Press, 1971), 92-109.
 ⑮ McLaurin, *The Knights of Labor in the South*, 104f.
 ⑯ *Proceedings of Fifth Annual Session of the State Assembly of North Carolina* (1890), 11, TVPP ;

Proceedings of the State Assembly Convention, Knights of Labor (Huntington, Indiana, 1890), 6, TVPP.

¹¹⁾ *Proceedings of National Grange*, 20th. (1886), 117f.

¹²⁾ *Proceedings of National Grange*, 21st. (1887), 194. ; *Proceedings of National Grange*, 22nd. (1888), 124f. ;

Proceedings of National Grange, 23rd. (1889), 147 ; *Proceedings of National Grange*, 25th. (1891), 137f.

¹³⁾ *Proceedings of National Grange*, 21st. (1887), 159.

¹⁴⁾ *Proceedings of National Grange*, 23rd. (1889), 147.

¹⁵⁾ *Proceedings of National Grange*, 23rd. (1889), 109 ; *Proceedings of National Grange*, 24th. (1890), 110. *Ibid.*,

133 以下、いかなる種類の社会主義「土地均分論」「土地課税論」(tax-on-landism)にも共感や親近感をもちたが、旨の決議が記載されていない。¹⁶⁾ *Proceedings of National Grange*, 25th. (1891), 12f. 参照。

¹⁷⁾ *Proceedings of National Grange*, 23rd. (1889), 124.

¹⁸⁾ *Proceedings of National Grange*, 26th. (1892), 13 ; *Proceedings of National Grange*, 27th. (1893), 16 ; D. Sven

Nordin, *Rich Harvest : A History of the Grange 1867-1900* (Jackson, Missi.: University Press of Mississippi, 1974), 183f.

¹⁹⁾ Hicks, *The Populist Revolt*, 226. いっさいメンヘンは参加していない。少なくとも全国レベルでは、組織として政治活動に関与するつもりは隠れていない。

²⁰⁾ 経済三大綱目の順序は、「セントルイス綱領」では、「金融」「土地」「運輸」となっていたものが「オマハ綱領」では、「金融」「運輸」「土地」と変っていた。

²¹⁾ Goodwyn, *Democratic Promise*, 195.

²²⁾ カンザス州におけるポピュリスト運動の展開については、拙稿「ウィリアム・アルフレッド・ベッファートと『中道』政治―世紀転換期政治史の中のポピュリズム―」『徳島大学教養部紀要(人文・社会科学)』第一七巻、一九八二年、一三二―一六八頁を

参照せよ。

- 88 *Florence Bulletin*(Kansas), May 23, 1890.
- 89 "Organized Labor in the Campaign," *North American Review*, Vol.155, No.428 (July, 1892), 93.
- 90 Stuart Bruce Kaufman, *Samuel Gompers and the Origins of the American Federation of Labor 1848-1896* (Westport, Conn.:Greenwood Press, 1973), 185-89 ; Grob, *Workers and Utopia*, 167.
- 91 Philip S. Foner, *History of Labor Movement in the United States*, vol. 2, 289-92 ; Gompers, *Seventy Years of Life and Labor*, 391-94, 邦語『アメリカ・労働者史(上巻)』三二二—三二五頁° Commons, *History of Labour*, vol. II, 509-12.
- 92 Michael Brodhead, *Persevering Populist : The Life of Frank Doster* (Reno:University of Nevada Press, 1969), chap. 2.

(本稿は平成二二—四年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2))による研究成果の一部である)